

河管第 263 号
河砂第 265 号
令和 3 年 3 月 31 日

各土木事務所長 様

河川砂防管理課長
砂 防 課 長

砂防指定地内及び地すべり防止区域内における太陽光発電施設の設置
を目的とした開発に対する技術基準及び一般的事項について（通知）

本県では、砂防指定地や地すべり防止区域が面的に存在しており、これらの区域内で太陽光発電施設の設置を目的とした開発が行われる事案が年々増加しています。

この状況を踏まえ、今後の許可申請の技術審査等にあたり、開発区域の安全性を確保するため、新たに太陽光発電施設の設置を目的とした開発に対する技術基準等を別紙のとおり定めましたので通知します。

本事案に関する相談及び申請があった際には、本基準等により適切な指導及び審査をお願いします。

なお本基準等は、令和 3 年 7 月 1 日以降の申請から適用とします。

担当 河川砂防管理班 054-221-3195
砂 防 班 054-221-3041
傾斜地保全班 054-221-3042

砂防指定地内及び地すべり防止区域内における太陽光発電施設の設置を目的とした開発に対する技術基準及び一般的事項

令和3年7月1日から適用

1 技術基準

(1) 防災施設について

(ア) 砂防指定地における防災施設について

太陽光発電施設の設置を伴う開発行為について、施設を斜面に設置する区域の傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、擁壁や排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、斜面の傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。

(イ) 地すべり防止区域における防災施設について

地すべり等防止法施行令第5条に該当する制限行為を行う場合には、「地すべり防止技術指針及び同解説」第3節に基づく解析を行い、太陽光発電施設設置後の斜面の安定を確保することとし、必要に応じて、防止対策を講ずるものとする。

(ウ) 流出土砂量の算定について

太陽光発電施設を自然斜面に設置する場合における沈砂池等の貯砂容量は、下表に示す流出土砂量を参考に算定することとする。

表 流出土砂量

地表の状態	1 haあたり流出土砂量
	(m ³ /年)
裸地・荒廃地等	200~400
皆伐地・草地等	15
択伐地	2
普通の林地	1

(2) 排水施設について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落

下する雨水等の影響を考慮し、特に地すべり防止区域内にあっては、雨水が地下に浸透しないよう、速やかに処理する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。

(ア) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」のⅣの1の表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

(イー1) 砂防指定地における排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」のⅣの2、3の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

(イー2) 地すべり防止区域における排水施設の構造等について

地すべり防止区域においては、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」のⅢの4及びⅣの2、3の規定に基づき、排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。

太陽光パネルからの雨水等が直接地表に流下する場合は、地下への浸透や新たな水みちの形成を防ぐため、適切な排水施設を設置し、地すべり防止区域外へ排水することとする。なお、太陽光発電施設自体は地すべり防止区域外にあっても、やむを得ず地すべり防止区域内へ排水を流入させる場合には、区域への影響の有無等について事前に県と確認を行うこと。

2 一般的事項

(1) 行為完了後の管理に関する許可条件について

砂防指定地内行為及び地すべり防止区域内行為の完了後、許可に係る施設等が行為の許可を受けた者以外の他者に譲渡される可能性があることから、砂防指定地内行為及び地すべり防止区域内行為の許可時に付す条件により、許可を受けた者はもとより、権利等の譲渡を受けた者に対しても適切な管理を求めることとする。

(2) 住民説明会等の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災等の観点から地域住民が懸念する事案があることから、事業者は、砂防指定地内行為及び地すべり防止区域内行為の許可申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するよう求めること。